

第3部第5章第7節「特別法上の不法行為」

【表】特別法上の不法行為

法律	対象となる損害	賠償義務者	責任の性質
失火ノ責任ニ関スル法律	失火による損害	失火者	重過失の場合にのみ責任を負う
国家賠償法1条	公権力の行使にあたる公務員が職務を行うについて加えた損害	国または公共団体	使用者責任(民715条)に類似
国家賠償法2条	公の営造物の設置または管理の瑕疵による損害	国または公共団体	工作物責任(民717条)に類似
鉱業法109条	鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出による損害	鉱区の鉱業権者または租鉱権者	無過失責任 免責事由なし
原子力損害の賠償に関する法律3条	原子炉の運転等による原子力損害	原子力事業者	無過失責任 免責事由あり
大気汚染防止法25条	工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出による損害(人身被害に限定)	事業者	無過失責任 免責事由なし
水質汚濁防止法19条	工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水または廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による損害(人身被害に限定)	事業者	無過失責任 免責事由なし
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律25条	私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法による損害	事業者	無過失責任 免責事由なし
船舶油濁損害賠償保障法3条・39条	タンカー油濁損害・一般船舶等油濁損害	タンカー所有者・タンカー又は一般船舶の船舶所有者等	無過失責任 免責事由あり
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律35条・53条	ロケット落下等損害・人工衛星落下等損害	人工衛星等の打上げを行う者・人工衛星の管理を行う者	無過失責任 免責事由なし